

新編武藏風土記稿卷之六十九

橘樹郡之十二 神奈川領

◎下星川村 下星川村は、郡の南の方にて保土谷宿よりは西北にあたる地なり、江戸日本橋より行程八里なり、抑星川の地は古名にて、『和名抄』の郷名に久良岐郡の下にかけたれば、昔はこゝも彼郡中に屬せしにや、其詳なる事は隣郡都筑郡上星川村の條に出せり、今此村は榛谷庄とも、或は御厨庄とも云、前にも出せし如く舊くより已に榛谷の御厨と云唱あれば、それを分ちて庄名とせしゆへかくの如くまちまちの名あるなるべし、古老の傳へに、當村は昔しばしば戦争ありし頃、人家もそれが爲にうせて荒野となりしを、いつの頃か秋山氏本郷氏といへる者、其餘十七人わづかに家を作りて移り住し、夫より荒野をおこせしとぞ、今村民に彼等が子孫七八人も存せりといふ、村の上下に分ちしも正保年中より前の事なりとのみいふ、家數四十二軒村内に散在す、東は芝生村に隣り帷子川を界とす、南は神戸保土谷の二村に接し、西は佛向村に境ひ、北は芝生和田の二村に隣り帷子川を界とす、東西八丁二十間南北十丁二十間餘、すべての南の方は小山かさなりて地勢高く、北の方は川にそひて地低し、水田多く陸田少し、土性は黒砂土にして陸田は野土に砂交れり、村の坤の方佛向村及び神戸町の境に一條の往還あり、相州へゆく間道なれば土人相州道と呼ぶ、道幅は二間餘なり、

【野土】(のづち) 腐敗した植物質を含み、肥沃(ひよく)で野菜などの作物栽培に適した黒い土。但し、水稻栽培には不向き。『広辞苑』

【土人】(どじん) その土地に生まれ住みついでいる人。土着の人。土地の人。『広辞苑』

【相州道】現在の花見台交番付近から市沢町へかけての道か? 『編者』

【小田原家人所領役帳】に六郷殿知行三十四貫九百四十文、小机筋星川、夏成共外に三十二貫文向星川とあり、これ永祿の頃なり、土人の話によれば荒廢となりし後の事なるべし、向星川と云は何れの所を云にや今知るべからず、御打入の後は御料所にて伊奈半十郎忠治が家にて世々支配せしが、後に田中休愚右衛門喜古かはれり、夫より再び伊奈半左衛門が支配所となり、子孫右近將監忠郁に至るまで替らざりしが、寛政四年より大貫次衛門光豊が御預所となれり、

小名

大久保

村の西にあり

桐ヶ谷

是も村の西なり、

山崎臺

村の北の方にあり

本丸谷

小峰 榎戸町 コチ田町

以上の四ヶ所皆北の方なり

大日前

村の東の方川に添し地なり、土人の説に古大日堂ありし故かく云とのみ傳へて、其跡詳ならず

齋藤田

村の東なり

下ノ谷

此も同じ

芝ヶ谷

村の南なり

池ノ谷

此も村の南なりこの處に花清と云小名もあり

市ヶ原

村の西なり

道林

市原の南なり

榎戸

村の南なり

【貫】(かん) 中世以後、土地面積の表示に用

いられた単位。租税として収取する米を錢に換算して表示するもの。田地の広さは一定ではない。『広辞苑』

【夏成】(なつなり) 夏に納める生産物、貢租をいう。中世では麦が多かった。江戸時代、夏に納める畑年貢。『広辞苑』

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年

(二五九〇)(忠臣蔵は討ち入り) 『編者』

【伊奈半十郎】江戸時代初期の関東郡代。『編者』

【山崎臺】現在の星川小学校付近から北西側の台地にかけて 『編者』

【芝ヶ谷】保土ヶ谷スポーツセンター南側の斜面地から神明社の柱にかけて、星川及び神戸町の一部。『編者』

加賀屋敷

村の南なり、六郷加賀守と云人の屋敷跡なり
と云、猶舊蹟の條并せ見るべし、

帷子川かたびがわ

村の良の方和田帷子の二村と當村との堺を流る、西の方佛向村より入て、（約一・二里ばかり）村内を經る事十丁許にして東の方神戸町に入、川幅上の方にて六間（約二里）下の方にては八間あり、

○用水堀

村の中央にあり、水源は帷子川なり郡中坂本村の内より引分つ、（下屋川村）神戸及び當村と佛向三村の用水なり、此堀は西の方佛向村の境より村内に入り、流るゝこと十丁許にして南の神戸村に入る、堀の幅纔に一間許なり、

杉山社

村の中央にあり、社地は小山にして松杉の古木繁茂せり、山を登ること凡三十間ばかりにして上に社あり、二間四方許りなり、本地釋迦にして（約四八里）一尺六寸の立像なり、拜殿二間に三間、前に鳥居をたつ、すべて巽に向へり、

村内法性寺持、

○稲荷社

村の南の方神戸町の堺にあり、小祠なり、神戸町神明神主式部持、（刑部）法性寺村の中央にあり、日蓮宗甲州久遠寺末、光榮山と號す、開山法性院

日在元和七年十月十三日寂せり、客殿六間に八間巽向なり、本尊三寶祖師の像を安す、又七面の像あり、長三寸許、これは甲斐國七面山に安置する所（約九里）の像を模せしものなり、影現七面と號す、

六郷加賀守某屋敷 村の南にあり、この屋敷跡あるを以て地名をも加賀屋敷

と呼べり、其地は山上にして登ること二十丁半餘、上に平地あり今畠となりて廣さ二十四段餘の所なり、山の半腹に廢井二ヶ所あり、其一は徑二尺五寸許、淵に望て手を拍つときはひびきあり、故に土人かんかん井戸と呼ぶ、是屋敷ありし跡と云る證とすべきか、されど加賀守が事跡は傳はらず、【小田原所領役帳】に六郷殿と記せしは、荏原郡大森村の傳へによれば、上杉管領家の一族式部大輔と云人なりと云、然るに同書に據は當所もかの式部大輔の

【稲荷社】保土ヶ谷スポーツセンター南側の斜

面にあった稲荷社か？『編者』

【七面山】身延山久遠寺の奥院がある日蓮宗の

聖山。『広辞苑』

【加賀屋敷】桜が丘学園通り桜台小学校北側の住宅地一帯。登り二十丁半は誤記か？『編者』

領せし地なる時は、加賀守も亦式部大輔の一族などにてや有けん、とかく今よりは其實を知るべからず、

○山崎淺間寶寺跡 宇山崎臺台にあり、此寺は山城國山崎寺を此へ擬して建立せしなりと云、然るに彼寺は錢原寶寺とかきて淺間を祭りしには非ず、もとより後人の附會してかゝる寺號を設しなるべし、土人の口碑に傳へたるは、昔この寺にて落人をかくし置く罪により、たちまち廢せらる、是永祿天正の頃の事なりとぞ、其破却せられしとき淺間の神體帷子川へ落て流れしを、近郷芝生村の百姓八右衛門と云しものとりあげ其村の鎮守として今にありと云ふ、又近き頃享保年中この舊跡墓所の跡なりと云所を穿ちて、枯骨を數多掘出せしかば、それを集めて埋め、其上に石の地藏の像を建立せり、其地藏今に存せり、芝生村民八右衛門の事蹟彼村にては傳へず、

○保土谷宿 保土谷宿は、東海道五十三驛の一にて、郡の西南の方相州鎌倉郡の境にあり、今この宿に屬する所その地廣し、保土谷、岩間、神戸、帷子の四ヶ町をあはせて保土谷宿と呼べり、それも何の頃よりのことにや考ふべからず、慶長六年の頃までは道中の馬繼藤澤より保土谷に至り、夫より神奈川にて繼、其後戸塚川崎馬次となりしと云、こゝも半谷郷御厨庄に屬せり、半谷は榛谷と同じ唱へなれば通してかくなりしなるべし、江戸日本橋より行程八里に及べり、家數四百五十三軒、町の西側に軒を連ぬ、四方の疆界は南の方久良岐郡にして戸部太田の二村に隣れり、西は相州鎌倉郡平戸村にさかひ、西より北へは同郡品野村より當國都筑郡今井村、及び郡中佛向村下星川和田等の三村、及び都筑郡上星川村と、當郡羽澤村等列れり、北より東は三枚橋村及び片倉

【附會】(ふかい)無理につなぎ合せること。
こじつけること。『広辞苑』

【石の地藏】その後星川小学校建設時、明治四年(一八七二)和田の眞福寺に移設。現在「満

願地藏」として同寺参道入口にあり。『編者』
【馬繼】(うまつぎ) 駅馬を乗り継ぐこと。
また、その場所。駅。『広辞苑』

青木町と芝生村なり、東西一里半(約六)ばかり南北二里(約八)ほど、宿内の地昔は久良岐郡に屬せし地もありしに、今のごとく繁榮の所となりし後皆此郡内(ぐんない)となれり、猶詳(つひじやう)なることは下にのせたり、昔は海道の往來(おうらい)今の所よりは西北の方にありしといふ、然るに慶安元年(二六四八)その道をかへられてより今の如くになりたり、舊き趾(あぢ)つたへて今に残れり、其頃までは帷子宿の人家は**そこ**はく(そこはく)の地を隔てたりしに、後彼人家も岩間村の地に移りしより、往來の内となれり、初め保土谷と神戸帷子の間十八丁餘(約二)の路を隔(へだ)しが、互に其町を移し合せなば便(たより)よからんとて、移して一町となせり、此時より三宿新町(しんまち)になりたり、其時奉行せしは井上筑後守重政、永田八兵衛なり、萬治三年岩間村のものともやゝもすれば**人夫**(にんぶ)の役に苦しむことをなげき訴(うた)へしにより又かの村をも保土谷町へうつされけり、時の奉行は高木伊勢守守久なり、其街道の次第をいはず、相州平戸村(ひらと)より入(い)て境の地藏より二番坂權太坂(い)と云を過て、元町、茶屋町、保土谷町、上岩間町、神戸町、上帷子町、十八間町、下神戸町、田町、下岩間町、川岸町をこえて芝生村に入る、其道は左右ともに山にそひて谷間なる平地なり、長四十五丁五十間(約五)にして、廣さは四間(約七)より四間三尺(約八)に至れり、其間西より南へをれし所もあり、又南より東へ屈曲(くつこく)せしもあり、江戸の方(かた)へ向ひては神奈川宿の山遙(はるか)に見ゆ、又**繩手**(なわて)より下星川村法性寺、及び杉山明神の社見ゆ、其路程は十五丁ばかりを隔てし所なり、又北の方和田村伊勢の社の森も見ゆ、こゝまでは二十丁(約二)許をへだつ、又其所より北の方都筑郡なる端龍院(ずいりゆういん)の山見ゆ、これは一里餘(約四)を隔てり、同所より

【**そこばく**】(若干・幾許) 数量を明らかにしないで、おおよそのところをいう語。いくらか。いくつか。『広辞苑』

【**人夫**】(にんぶ) 公役に徴用された人民。夫

役(びやく)を課された人民。『広辞苑』

【**繩手**】田のあいだの道。あせ道。たんぼ道。長く続くまっすくな道。『広辞苑』

東の方久良岐郡戸部村(約一六四)の山々も見ゆ、十五丁ばかりをへたてし所なり、又相州境の方より南の方を望めば、久良岐郡の中圓海山(うちえんかいざん)をはじめとして羣山ぐんざんつらなり、同郡引越村(ひっこしむら)の方より相州鎌倉郡永谷村の山につゞけり、この山々近き所にては一里(約四里)ばかり、遠き所にては四里(約一六四)に餘れり、是宿中より遠望(えんぼう)する所の大界(おほまかい)なり、

◎保土谷町 保土谷町は、相州境の方かた權太坂より、東北上岩間町迄の間なり、今専ら保土谷と呼ぶ所は、上岩間の方へ寄たる所にして、夫より武相(ぶさう)の境の方茶屋町元町とをすべて三に分ちたれど、茶屋町元町は元みな保土谷の小名こななり、保土谷町も昔は今の元町の所にありしを、慶安年中(けいあん(一六四八—一六五二))此所へ引移せしと云ふ、是より元町の名も起れり、前條保土谷宿にのせたる如く、當町以下岩間神戸帷子(つら)と列ね記すべきを、左に載(のせ)たるは今唱る所の便宜にしたがへり、

權太坂ごんたがさか 海道の内にて元町の南の方なり、其地形十丈(約三〇里)あまりも高く、屈曲して長き坂なり、故に街道往返(おうへん)の人夫(ひとぶ)此所を難所とす、昔は一番坂と呼しが、何の頃か旅人爰(こゝ)を過るとて、側(かたわら)にありし老農(らうのう)に坂の名を問しに、かの翁おきな耳みみしひたる者なりしかば、己(おのれ)が名を問はれしと思ひ權太坂と答へけるより坂の名となりしと、土人云傳(いひつた)へり、

○二番坂 權太坂の上うへにあり、同じ續きなれば江戸より往(ゆ)とときに一番坂二番坂とかぞへて呼しなるべし、この所は、權太坂ほどにはあらざれどもよほどの坂なり、爰(こゝ)より望めば神奈川の海上(うなかみ)を目の下に見て風景いと美なり、坂より相州の方境の地藏までは木いくらともなくならびたてり、

今井川いまいがわ 元町の邊(あたりに)を流る、水源は都筑郡今井村にて、谷水落(たにみず)あひ小川となり、

【羣山】 二 群山『広辞苑』

【耳しひる】 耳が遠い『広辞苑』

【二番坂】 現在の光陵高校付近から境木にかけての坂『編者』

十丁許をへて元町に來り、海道の家の前より右の側へいり、十丁程流れて金澤橋へ出、又五丁許にして往來のうち**中の橋**を過て左にそひ、裏通りを流ること六丁ばかり帷子橋のもとにて帷子川へ入る、水源の地名により川の名をかく呼べり、川幅或は三間或は五間に及べり、

○**土橋** 元町の内にありて今井川に架せり、官よりかけらるゝ橋なり、長六間幅三間、

大仙寺 保土谷町の西側にあり、海道より五十間ばかり西へ入てあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、西方山安樹院と號す、村の舊記によるに、いとふるき寺にして、圓融院の御宇天祿年中(約九七〇)の起立にて、神戸山惣持院神宮寺と號せしが、其後衰微して星霜ふりしを、應永年中(約一四四〇)中法印鎮淳中興せり、此時山號寺號等も改めしとぞ、かくて法印は同じ二十八年五月四日寂せり、今是を開山とす、又遙の後寛文十年二月十日**回祿**にあひて記録以下鳥有となりしにより、昔の事はつたはらずといへり、門は兩柱の間一丈、西方山の三字を扁す、客殿は六間に八間共に南に向ふ、本尊は彌陀の立像長三尺許、當寺境内の外に**除地**三段(約九〇)二十八歩境内の地につゞけり、**守寶** 十王畫像一幅 紀伊國高野の**子院**高室院より寄附せりと云、**鐘樓** 門を入れて右にあり、九尺四方、鐘の圓径三尺、享保七年の銘文あり、**阿彌陀堂** 本堂の右の方にあり四間四方、西向なり、阿彌陀は坐像にして六尺ばかり、**稻荷社** 除地居山の内にて境内に續けり、勸請の年代を傳へず、寶曆五年吉田家にこひて正一位の神位を授けらるといへり、

道祖神社

同所にあり小祠

【中の橋】現在の交通反則センター北西付近

【編者】

【土橋】現在の元町橋ではなく、現在の元町自治会館付近にあったと言われる。【編者】

【回祿】(かいろく)火の神。転じて、火事で焼けること。火事。『広辞苑』

【鳥有】(うゆう)何もなないこと。皆無。『広辞苑』

【除地】(じよち、よけち)江戸時代、検地帳

などの記載から除かれた土地。領主の証文または由緒により、年貢・諸役を課されない土地。『広辞苑』

【子院】(しいん)同一境内にあつて、本寺に付属する小寺。塔頭(たっちゅう)。寺中。脇寺(わきでら)。『広辞苑』

【道祖神社】二度の遷座を経て、現在外川神社境内にある。【編者】

○樹源寺 保土谷町の北側にて往還(約七町)より十五間許退きてあり、日蓮宗身延山久遠寺末妙秀山善通院と號す、寛永五年(一六八八)の頃某氏の女の發願(ほうがん)により、僧の日領を開山として起立(きりゅう)せしとぞ、かの女は同九年五月二十三日歿せり、法諡(ほうし)妙秀日正といふ、日領は明曆三年九月二十七日化(か)す、かの僧の院號(いんごう)を善通と云、當寺の山號院號は開山開基の法諡の字をとりし事知らる、客殿五間半に四間、本尊三寶(さんぼう)を安(あん)す境内の外(ほか)に山一段一畝(一三〇坪)あり、これも境内つゞきの居山なり、

○石地藏 茶屋町のはづれにあり、わづかの見捨地(みすてち)あり、

○地藏堂 東海道の内武相の境にあり、故に境地藏と呼べり、堂は三間四方東向なり、前にわづかの石階あり、こゝにたてる石地藏はいつの頃のものにや、詳(まづら)にせず、たけ臺坐(たいざ)ともに七尺ばかり、堂は萬治二年(一六五九)の創建にして、岩間町見光寺の持なり、堂下に旅人のいこふ茶屋あり、土俗(とぶく)に堺地藏の茶屋とよぶ、

鐘樓 堂の後にあり、鐘は徑(約九〇坪)三尺ばかり、安永九年二月の銘あり、

法禪寺迹 樹源寺の後の方なり、今も寺號を以て其所の字とせり、眞言宗の寺院なりしよし、いかなる故に廢せしや、詳(まづら)ならず、此寺の本尊とせし藥師(やくし)は今樹源寺のものとなれり、

舊(旧)家名主(かり)苅部清兵衛 清兵衛が先祖を豊前守吉重と云、當國久良岐郡の人なり、北條早雲より氏直に至るまで五代の間仕(つか)へて、關東八箇國(關東)の郡司(ぐんじ)を勤めしといふ、家に傳ふるいさゝかの記録(けきろく)を閱(くわん)るに、天和三年三月十九日清三郎吉次といひし者の覺書(おぼえがき)なり、其文によれば豊前守吉次

【某氏の女】 苅部清兵衛吉重の奥方。『編者』

【法諡】 おくり名。

【見捨地】 (みすてち) 江戸時代、朱印地・除地、証文による無年貢地以外の年貢負担のない土地。堂・宮・道・川・溝・稲干場・土取場。

墓地・死牛馬捨場・火葬場などがこれにあたる。検地の際には繩入れをせず、「竿外」見捨」と表記された。はじめ検地帳に記されなかつたが、のち検地帳外書に記された。『広辞苑』

【地藏堂】 境土地藏『編者』

は武州**鉢形**の城番をつとめしとあり、苅部出羽守吉重同修理亮吉重同清兵衛吉重とつらねしるせり、三代同じ名を用ひしと云も誤あるべし、又側かたわらに右三人の名乗は小泉次太夫が授けし所なりとあり、次太夫吉次は御打人の頃より御代官を勤めし人なれば、いよいようけがたき事なり、又彼記録に云、右の内苅部内膳と云もの神奈川領二又川にて、六箇所の領地を北條氏康より賜はれりと、かの内膳と云は出羽守か又修理亮などが初の名なるにや又云苅部豊前守當所上中下ともに氏綱より賜りて領せり御當代に至りて清兵衛吉重うつたへて、上中下ともに石高を分ちて農民に配分し、其内中保土谷町をば自所持せりと云、又別に記せしものあり、其文には永祿十二年九月甲州勢小田原へ人數を出せしとき、吉良左兵衛督義門居館をこの近郷蒔田に定む、其頃幕下に屬せしは、大橋山城守康忠、北見關加賀守滿頼、苅部豊前守泰則、多目周防守長宗とあり、これによれば豊前守が名乗の吉重としるせしはいよいよ誤なる事しらる、今の清兵衛が父清兵衛の時年頃宿役のことに心をもちひ、傳馬宿次の指揮もおこたらざりしかば、天明八年八月二十九日伊奈攝津守よりきこゑ上あけて、**白銀**そこばくを賜ひ、其身一代は帶刀すべく、又今より以後子孫永く苗字を名乗べきよし免されて褒賞ありしといへり、

◎上岩間町 今かみいわのまちは保土谷町の續きなり、又帷子橋の次にも岩間町あり、夫それをば下岩間町と呼ぶ、萬治三年人夫役の事につきてうつつたへしによ

【**鉢形城**】(はちがたじょう) 埼玉県寄居町にあった城館で、後北条氏の有力な支城。荒川に望む断崖縁に築城される。文明年間に長尾景春が築いたとされ、山内上杉氏・藤田氏をへて、北条氏邦が本拠とした。現在の遺構はこのときのに改修されたものと考えられ、後北条氏に特徴的な角馬出しがみられるほか、規模の大きな土

塁などが残る。天正一八年(一五九〇)前田氏・上杉氏の豊臣軍に攻められ、一ヶ月の籠城のすえ落城。『広辞苑』

【**白銀**】(はくぎん) 江戸時代、銀を九匁ほどの平たい楕円形に延ばして紙に包んだもの。通用銀の三分に当り、多くは贈答などに用いた。『広辞苑』

り、保土谷町の地へ引移せしにて、もとは久良岐郡の村なり、按に【小田原所領役帳】に岡崎修理亮が知行六十五貫五百四文、此内六十貫七百文は壬寅檢地増分とあり、壬寅は天文十一年なるべし、又菊地郷右衛門が知行二十三貫文、以上の地皆久良岐郡岩間とあり、御入國の後は伊奈半十郎忠治が家にて支配せり、この後元祿八年の檢地にも猶久良岐郡に屬せしが、同十四年あらためて當郡に屬せり、この後人家も次第に海道の内へ移りて、ついに四箇町つらなりすべて保土谷の一驛に隸すといへり、

◎上神戸町 上神戸町は、上岩間町の良に續けり、又下神戸町は帷子町の間にはさまれば、此二箇所ともに昔は今の帷子川土橋のほとりより神明の社の邊までなりしが保土谷とそこばくへだりて便よからざるにより、慶安元年今の地へうつれりと云ときは、古神田なるにより神戸の地名おこりしなるべし、

高札場 乾の方にあり、保土谷一宿の高札場なり、
 金澤橋 岩間町の境にありて今井川に架す、長五間幅九尺、この橋の側より金澤へかよう道ある故に、今此名あり、昔は神戸橋と云しと見ゆ、御普請所なり、
 ◎帷子上町 帷子上町は、上神戸町に續けり、この町も海道の内に三箇所あり、それも昔は帷子川の邊今の古町と號する所にありしが、慶長年中今の地へうつりしと云、此帷子の地名は、古よりありし所なりと、されど其名の起りし故は傳へず、太田道灌の

【平安紀行】に云ふ、かたびらと名付る所にて、

【御普請所】(こふしんどころ) 江戸・関八州、その他の幕府領、および幕府の管轄した河川の灌漑・用水、ならびに道や橋など、公の土木工事を行ったところ。『広辞苑』

【太田道灌】室町中期の武将。歌人。上杉定正

の執事。名は持資(もちすけ)、のち資長。江戸城、河越城などを築く。主君定正に暗殺された。歌集に「花月百首」がある。(一四三二～八六)『広辞苑』

日ざかりはかたはだぬきて旅人の

汗水になる帷子の里

【廻國雜記】にかたびらの宿といへる所にて、

いつきてか旅の衣をかへてまし

風うらさむきかたびらの里

とあり、この頃の海道は今の道より乾の方にありて、其道の次第は相州境より今の如く来り、元町の内東の方へをるゝ所をゆかずして、田間を越良のあたり片倉村の方へ入しなり、御打入の後は伊奈半十郎が家にて世々預り奉りしが、今は大貫次右衛門が御預となれり、

小名

上町 上神戸町の方を云、

十八間町 上町の良の方にあり、今井川をもて堺とせり

今井川 上町と十八間町との間を流、按に昔は神戸川とも云しと見ゆ、天文の頃のものにしか載たり、

◎下神戸町 十八間町の良の續きにあり、此所も土地變革のことはすでに前に出せり、

◎帷子田町 田町は下神戸町の良に續けり、此則帷子町の小名なり、其詳なる事は上に出せり、

見光寺 下神戸町と今井川との間にありて、門は海道の方岩間町の内に出

づ、浄土宗にて江戸深川靈巖寺の末、大譽山珂山院と號す、開山大譽珂山寛永六年起立す、此珂山は寛文十一年九月五日寂せり、本尊は彌陀の坐像

長二尺三寸、客殿六間半に五間半すべて南向の寺なり、

○香象院 帷子町の内にて海道より二十五間ほど引込てあり、古義眞言宗

【廻國雜記】道興准后著。一四八六〜八七年（文
明一八〜一九）北陸・関東・東海・奥羽など

を廻つた遊歴記。漢詩・和歌・連歌などを交
える。『広辞苑』

久良岐郡太田村東福寺の末、在田山安樂寺と號す、開山忠秀法印（天正十一年一五八三）起立す、本尊は不動の立像長、尺五寸（約四五四）ばかり、客殿は八間半に五間門は海道の方にむかへり、

寺寶 愛染明王畫像一幅（あいぜんみんぎょう） 弘法大師の筆なりと云、

富士浅間社 境内に入て左の方にあり、九尺に二間、この社は芝生村の鎮守とする所なり、

○阿彌陀堂 山下にて字岸（あざ）の下にあり香象院の持、

◎下岩間町 下岩間町は同町の良にあり、上にいへる十八間町よりこの町迄は舊（旧）久良岐郡の地にして、今井川を界としすべて岩間村の内なりしといへり、その餘變地（よへんち）の事は已に前に出せり、

○神明社 神戸町の内にあり、下岩間町まで大門通り、今保土ヶ谷及び神戸町の鎮守とす、四石一斗（六二五）の御朱印（ごしゆいん）は慶安元年（けいあん二六四八）に賜へりと云、社地も其内

なれば別に歩數（ほすう）も定らず、此餘田畑四ヶ所皆此近きあたりにあり、按（あ）に天文二十四年（てんぶん二四）しるせしと云當社の縁起に、天祿元年（てんろく九〇）庚午伊勢太神宮武州御厨屋の庄榛谷（はしや）の峯（かみ）に影向（ようむう）あり、それより川井へうつりたまひ、又二俣川へ鎮座あり、其後又下保土ヶ谷の宮林と云所へ移りたまひしかば、同所八坂と云所に

祀れり、この後二俣川の宮を假宿（かりやど）と號しけり、然るに嘉祿元年（かろく二二）神託ありて宮作り（みやづくり）の事を起しけるといへり、今神主がもとに傳ふる所は、この時始て鎮座なしけるやうにもいへり、もとより天祿の影向と云ものは、いとふるき世の事なれば果して其實（じつ）をつたへしや否を知べからず、祭禮毎年六月十六日

【愛染明王】（あいぜんみんぎょう）真言密教の神。愛欲を本体とする愛の神。全身赤色で、

三目、六臂（ろっぴ）、頭に獅子の冠をいただき、顔には常に怒りの相を表わす。近世では、恋愛を助け、遊女を守る神としても信仰された。また、俗に、この明王を信仰すると美貌になると信じられていた。『広辞苑』

【御朱印地】 江戸時代、幕府が寺社などに御

朱印状を下付して年貢諸役を免除した土地。

『広辞苑』

【榛谷の峯】現在の旭区さちが丘付近か？『編者』
【影向】（ようこう）神仏が仮の姿をとって、この世に現れること。神仏が来臨すること。また、姿を見せないで現れること。『編者』

【八坂】現在の藤塚町新保土ヶ谷IC付近か？

『編者』

九月十六日、

鳥居 神戸町の中ほど坤ひつじの方にあり、木にて造れり、

大門 兩脇にわづかの石垣あり、高さ二尺ばかり、上に竹の**矢來**をなせり、

この所は前に今井川流れて一の鳥居より十二町ばかりをへだつ、石鳥居大門の内にあり、

拝殿 石鳥居より十二三丁程の間をへだてゝあり、

本社 一間四方東南に向てたてり、この社は御打人の後再まで造營ありしと云、棟札の文に云、武藏國榛谷御厨八郷の鎮守、保土ヶ谷神戸村、元和五己未年彌生とありて、裏に但馬守越後守、和田村田口平兵衛、青木隼人佐、星川郷和山加兵衛、小帷子足立久右衛門、菟部清兵衛、丹解和泉守家秀、小野筑後守、岡崎米田皆平柏木七九郎など**交名**見ゆ、又その後修造のとき棟札あり、**權大僧都覺祐**としるせり、其年代は傳へず、

末社五坐相殿社 社地に入て左の方にあり、豐受大神宮日天神切部見目の五座の神を祀れり、

四坐相殿社 本社の左の方にあり、月神雨神風神山神等の四坐を祀れり、

御嶽社 社の後ろの方にあり、

神主岡田刑部 社地へ入る所の左の方にをれり、昔は小野新兵衛といふもの神主として、世々祀事を司りしが、いつの頃か今の刑部が先祖へその職を譲りしといふ、刑部は世系もさたかならず、昔の小野新兵衛が書し縁起一卷あり、その文を見るにことごとく採用すべきにあらざれど、古きものなれば全文を左に載す、

【**大門**】(だいもん) 大きな門。外構えの大きな正門。神明大門は「長大門」とも呼ばれた。

【**編者**】

【**矢來**】(やらい) 竹や丸太を縦横に粗く組んだ、板の囲い。『広辞苑』

【**石鳥居**】現在の神明社鳥居前、田中金魚店付近。

【**編者**】

【**本社**】この本社が平成八年まで継続。同年撰

社豊受大神宮の用材に。『編者』

【**交名**】(きょうみやう) 儀式、歌会、宿番などに際して文書に人名を書き連ねること。また、その文書。連名書。散状。『広辞苑』

【**權大僧都覺祐**】大仙寺第八世住職。元和七年(一六二二) 寂す。『編者』

【**岡田刑部**】文化二年(一八〇五) 白川家より従五位下伊豫守を賜う。『編者』

武藏國榛谷御厨庄之内

神戸神明濫觴之事

抑當宮之開起者、天祿元年庚午伊勢天照太神宮飛來給、武州御厨庄之内、榛谷之峯影向、從其川井有御飛、從川井又二俣川御移、御座所假宿云、從二俣川又下、保土谷宮林云所御影移給間、同所八坂云所奉祝二成、暫住給、然嘉祿元年乙酉、或少女託言、吾出法性眞如都、假交分段同居之塵、以降垂一天四海跡、和率土萬國光、中猶今當國當郡和光同塵、守護一切衆生晝夜思也、我得鎮坐云、其時彼少女之云、目顏淨布懸言、御託宣云、

伊勢の神こゝに飛くるしるしには、

うつす御影をおかめもろ人

少女様々自託給時、天光物飛散、雷電鳴渡、故今二成奉崇、神明御伊勢御正體申下、宮造在所號神戸、神宮寺名滿福寺、經藏堂稱神照寺、弘法大師御作之愛染明王今御坐、是則顯深之本地給者歟、末社兩宮、風三郎殿、切邊之王子、日王子、高根明神、稻荷天神、山王、見目等也、倩見此地形體、伊勢國渡會郡御本社之靈地少不違、先有高間原、是宮原云、宮川是神戸川云、有五十鈴川、是小帷川云、有御裳濯川、爰古部川云、有大湊、爰神奈川前云、有二見浦、爰宮崎云、有大橋、爰小帷橋云、有宇治橋、爰神戸橋云、其外外宮、內宮、山田三方、宇治、朝熊嶽之景地相似、肆法企之勤請成自然之宮立質也、依之武藏二十四郡之内、十郡之守護神、別者御厨八郷之鎮守也、爰以昔年七十五度有祭

*この文書については、別欄の「榛谷御厨庄之内神戸神明濫觴之事」を参照してください。

(近日中に公開します)

祀田、此外五度之御供免、一三三四之有禰宜、有神主、有八乙女、二十五人之有社人、六口之有供僧巫女、斯上代雖美々敷、今神領被間、其形計也、加様之旨趣、御上意様江、被立御申、如先代到被付社領、昔不替相奉幣彩費無怠慢、奉勤天長地久御願圓滿、殊者國守武運長久御威光倍增之旨、可奉祈者也、仍乍恐神主等申上處如

件 天文廿四年乙卯年潤十月吉日

渡會氏朝臣神主在神

謹上御奉行所御申上

丹下氏

小野氏

◎帷子町

此町は帷子川を界として下岩間町に隣り、良の方芝生村に

及べり、土人或はこゝを小帷と號す、永祿年中小机の内小帷九十一貫

八百七十文を太田新六郎が知行せるよし、【小田原役帳】にのする所な

り、又村の記録にも元祿の頃までは小帷とするせしもの見ゆ、今は土人

此地の異名のやうに思へども、【小田原所領役帳】に小帷としし、又

天文の頃の(二五三二―五五五)ものにも小帷川小帷橋の名見ゆれば、古はかく書し事と見ゆ、

小名 川岸町 帷子橋の邊なり、

帷子川 岩間町の界を流る、その詳なることは下に出せり

○帷子橋 帷子川に架す板橋にて高欄つきなり、長十五間幅三三間

御普請所なり、

牛頭天王社 帷子川の邊繩手にて江戸の方より宿へ入所の右にあり、相傳

【天文の頃のもの】 天文二十四年（一五五五）の神明社縁起書。『編者』

【牛頭天王】（こずてんのう） 仏語。京都祇園社（八坂神社）や尾張津島大社などの祭神。

もと祇園精舎の守護神といわれ、薬師如来、さらに素戔嗚命（すさのおのみこと）の垂迹という。祇園天神。『広辞苑』

【牛頭天王社】 現在の橋樹神社。『編者』

ふ當社の神體しんたいはもと佛向村の内寶寺うちたからでらと號する寺にありしものなりしが、戰爭の間破却やぶせられし頃、此神體帷子川へ入いりて流れ來りしを、其邊そのあたりの百姓等三人にて取あげ、今の所へ社を造りまつれりと、此によりて今も社修造やしろしゅうぞうの後遷坐せんざのたびごとに、彼三人の子孫進退せりと云、本社七尺四方、東に向ふ、神體秘物なればとて後へそむけて坐せり、故に祈願の事ある者は社の後の方へ廻りて拜すと云、拜殿は三間に二間これも東向なり、例祭六月十五日なり、村内遍照寺もち、

末社五坐相殿社 本社みまのの左の方にあり、山王權現天神三寶荒神第六天藏王權現ざおうこんげんの五社なり、小祠しょうし、

四坐相殿社 本社みまのの右の方にあり、御嶽權現みたけこんげん稻荷八宮八幡宮辨財天べんざいてんの四坐を合祀せり、

○神明宮 牛頭天王社(約六〇世)にならびてあり、江戸の方より宿へ入る所の右側、三十三間程入てあり、其社地は帷子町に屬す、小祠なり、前に鳥居を立、勸請かんじようの年代つまびらか詳ならず、村内香象院寺持、

耕地 四箇町皆屬する所の耕地あれど、總て是保土ヶ谷宿たねに隸れいす、故に耕地の字むじ及び山川以下并あわせて此こゝに記す、

和田ノ上 帷子町の地内にて北の方なり、このところに 兵庫丸と云へる所あり、

岸の下 是も北の方なり、 中オフナ 是も亦北またの方にあり、畔またのことをおふなと云、 大路と云心か、

川邊通り 帷子町の北の方にあり、 阿彌陀前 街道へ入る所の右の方にあり、

原田 北の方なり、以上の六箇所は皆帷子町に屬せり、 溝添 神戸町北うらにあり、

廣町 芝ヶ谷 神田 寺坂谷 以上の四箇所神戸町の北うらにあり、

【神明宮】現在は橘樹神社境内にあり。『編者』 【廣町】現在の横浜ビジネスパーク付近。『編者』

道上

西の方にあり、

中通道

町の北うらにあり、

原

東の方にあり、

鹽田

岩間町の東の方にあり、

關西

是も東の方にあり、

町裏

關西の邊にあり、

殿田

岩間の東うらにあり、

十三塚

此地に十三塚と呼ぶ古塚あり、故に此名あり、

十三塚と唱ふるもの所々に残り、已に其條に

辨せし所なればこゝには云はず、

帷子川

水源は都筑郡川井村大貫と云所のわづかなる谷川、二里ばかり流れ

て同郡白根村の池水、及び同郡菅田村**金草澤**の谷水竹の下と云所にて合して

一條となる、そこより帷子川と唱ふ、竹の下より三十町ほど流れ、古町土橋

へ出夫より二丁餘り下にて往還通り帷子橋へ出、十丁程にして芝生村地境

を流れ、神奈川下より海へ注ぐ、水源より此所迄川路三里許、この水帷子

町にては用水となれり、

○今井川 西の方都筑郡今井村より流れ來り、耕地の間を過て保土ヶ谷町

に入る、

岩間原 岩間原の東にあり、廣さ段數を以て云はゞ十丁許もありしが、今

は開發して畑とせしもの多し、【**回國雜記**】に岩井の原を過ることを載て歌

あり、すさまじき岩井の原をよそにみて、結ぶぞくさの枕なりける、それよ

りもち井坂すりこはち坂などをこへたることを記せしなれば、岩井原はこの

岩間原のことなるにや、しばらくこゝにしるして後の考をまつのみ、

○**藥師堂原** 宿より西北の方なり、廣二丁程、昔程ヶ谷町法禪寺持の藥師【**鹽田**】(しおだ)現在の相模鉄道西横浜駅付近。【**塩田稲荷**】(しおだいなり)相模鉄道敷設の時、

同所にあった塩田稲荷を西久保町の杉山社に

遷座。また相模鉄道西谷保線区内に分祀。現

在相鉄グループの守護神。『編者』

【**金草澤**】(かなくささわ)千丸台団地近くに

金草沢というバス停あり。『編者』

【**藥師堂原**】現在の市営岩崎町住宅及び岩崎地

域ヶアブラザ付近。『編者』

堂ありしゆへこの名ありと云、

○八町野 宿より西南の方なり、廣三十丁餘、^(九万坪)以上の二ヶ所は保土ヶ谷町の分なり、

帷子川水除堤 ^{みすよひつちみ} 帷子町の内字古町通にあり、長二百三十間堤上の幅四尺、^(約四〇〇呎) ^(二二二呎)

○溜井 これも帷子の内なり、神奈川青木町にて用水とす、

杉山社 宿の東の下方岩間町の内にあり、海道よりは二丁ばかり巽の方にあり、古社なれば當社もかの神社を勸請せしなるべし、本地は不動の坐像にして長一尺ばかりなりと云、本社八尺四方にして一間半に三間の上屋あり、前に鳥居をたつ、其前に石階あり、例祭は年々九月二十八日なり、當所圓福寺持、末社小机稻荷社 本社の左の方あり、

○八幡宮 宿の南西の方永田村の境によりてあり、昔は久良岐郡の内なり、よりて今も岩間町の内に入属せり、社地は小山の上にて北に向へる社なり、大さ二間四方、神體は木像にて長八寸許、束帯して坐せる貌なり、相傳ふ花園の御宇文保二年の鎮座なりと、今の社は古き造営にはあらず、棟札に貞享元年武州久良岐郡岩間村とかけり、社前に石階二段ありて其下に鳥居をたつ、村内安樂寺持、

菊水觀音出現跡 鳥居に向て右の方なり、楠一株ありてその根の際に小し、窪き所あり、この底に清水をたゝへきわめて清冷なり、病者常にこの水を服して平癒し、或は眼病を患ふるものこの水にてあらふ時はしるしありと云、

【八町野】 権太坂二丁三丁目付近。『編者』

【水除】(みすよけ) 水を防ぐために設けてあるもの。堤防の類。『広辞苑』

【かの神社】 延喜式神名帳に「武藏國都筑郡一座小杉山神社」とあり。神名帳所載の神社を式内社という。武藏風土記稿中、都筑郡に二十四社・橘樹郡に三十七社・久良岐郡に五社・南多摩郡に六社、計七十二社あり、何れが式内社か未だ定説なし。『編者』

【束帯】(そくたい) 律令制以降男子の朝服。天皇は即位以外の晴れの儀式に、臣下は参朝

の時をはじめ、大小の公事に必ず着用した正服。その形状、構成は時代により変遷があるが、中心となる構成は冠・袍・半臂(はんび)・下襲(したがさね)・相(あこめ)・単(ひとえ)・表袴(うえのはかま)・大口(おおくち)・右帯(せきたい)・帖紙(たとし)・笏(しゃく)・襪(しとうず)・靴等で、武官と帯剣勅許の文官は劍・平緒(ひらお)を着用する。『広辞苑』

【貌】(ほ)かたち。すがた。みめ。容貌。顔色。また外觀。『編広辞苑』

天徳院 神戸町の内往還(約九〇里)の方へ五十間許を隔て、あり、曹洞宗小机村雲松院末、神戸山と號す、天正元年(一五七三)の起立にして明玉宗艦と云を開山とす、然るに宗艦は寛文元年(一六六二)四月二十二日寂すと云ときは時代たがへり、恐は中興開山なるべし、客殿七間に五間前に石階あり、すべて東南にむかへり、本尊地藏長一尺五寸の坐像なり、此腹内に一寸八分の地藏の像あり、是は運慶の作なりと云傳ふ、

○満願寺

此も神戸町の内古町通神明社の傍(かたはら)にあり、坤の方にて海道よりは百間許を隔つ、これも雲松院末閻王山江月院と號す、開山永舟慶長

五年(一六〇〇)の起立なり、本尊は閻魔(えんま)にて長二尺菴室(あむら)の如き藁屋(わらや)に安ず、東に向へり、

○大蓮寺

これも神戸町の内にて、海道の坤の方、二丁ばかりを隔て、

あり、日蓮宗にて房州小湊誕生寺末、妙榮山西孝院と號す、開山日圓慶長

十三年(一六〇八)の起立なり、此日圓は正保二年(一六四五)寂す、客殿四間に四間半本尊三寶

を安ず、鬼子母神(きしぼじん)の像あり、其餘日蓮の像は日保の作にして祖師の開眼なり

と云、長一尺五寸(約四五)の坐像なり、この像の來由(らいゆ)を尋るにもと保土ヶ谷樹源寺の

背後の方に法禪寺といひし寺ありて、かの寺に安置せり、いかなる故にか紀

州南龍院殿の母公養珠院殿の、かの寺へ寄附せられしものなりとて、臺坐に

御紋をつけたり、

三十番神妙唱大明神合社

客殿に向ひて右の方なり、

○圓福寺

岩間町の内にて海道より百間許(約一八〇里)を隔つ、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺の末にて羯摩山密藏院と號す、開山僧眞元後花園院の御宇永享

【満願寺】文久年間に天徳院に合併。『編者』

【菴室】(あんしつ・あんじつ)とも)木で造り、屋根を草で葺いた小さな仮の家。僧侶や世捨て人の住居。転じて、主に尼僧の住まい。あん。いおり。『広辞苑』

【來由】(らいゆ)物事の現在に至つた理由。いわれ。來歴。由来。らいゆう。『広辞苑』

【三十番神】一か月三〇日間を毎日交替して如法經を守護する三〇の神々。一般には法華經

守護神として著名。はじめ天台宗で、のちに日蓮宗で信仰されたもので、本地垂迹説によつた考え方。第一日目から、熱田、諏訪、広田、氣比、氣多、鹿島、北野、江文、貴船、伊勢、八幡、賀茂、松尾、大原野、春日、平野、大比叡、小比叡、聖真子、客人、八王子、稻荷、住吉、祇園、赤山、建部、三上、兵主、苗鹿、吉備津の各神をあてる。『広辞苑』

(一四〇) 二年起立なり、客殿六間に五間乾に向ふ、本尊は地藏の立像長一尺五寸ばかり、境内の外に居山五段三畝十歩寺地へつゞけり、

金毘羅社 寺の後の方にあり、九尺に六尺の社なり、前に石階あり、前に石階あり、凡三丈ばかりも高き所なり堂の前より望めば神奈川をはじめ所々の山々眼中に入りて眺望いと美なり、この金毘羅は近き頃祀りしと云り、

○福壽寺 岩間町の内宿の背後南の方によりてあり、臨濟宗相州鎌倉建長寺末、岩間山と號す、開山光菴明應二年九月六日寂せり、本尊彌陀立像にして長三尺、客殿六間に四間半南向へり、寺僧の話に二十四五年前までは久良岐郡戸部村の境によりてありしを、其頃當所には蓮求菴と云菴室のありけるが、いかなる故にか當寺を菴室の地へ引移せしといふ、この地は山の腹にして境内へつゞきたる所に居山六畝十五歩の除地なり、

稻荷天神合社 門を入れて右の方にあり前に鳥居をたつ、
辨天社 同じほとりにあり、石にて作れる小祠なり、

○觀音堂 福壽寺の前にあり、堂は二間に二間半、十二面觀音の立像を安ず、臺坐ともに一尺八寸の像なり、前に石階あり、造立の年代詳ならず、安樂寺持、

○安樂寺 これも岩間町の内にて宿より東南の方に當れり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、金岸山櫻壽院と號す、開山僧弘辨は天文四年寂せり、客殿五間に七間すべて南向なり、本尊は彌陀坐像にして長一尺九寸許、又菊水觀音の像あり、立像三寸許、此は八幡の社地より出現すと云、境内つゞきに居山一段九畝あり、

寺寶翁面一枚

秋葉社 境内の後の方石階の上により、神體白狐に乗たる像にて長三寸ばかり、牛頭天王社 今は社なくして暫く假殿に安ず、岩間町の鎮守にして昔はこゝに社ありしと云、承應四年四月社の草創ありしときの棟札あり、祭禮

【金毘羅】(こんびら) 仏語。葉師十二神將の一つ。また、仏法守護の夜叉神王の上首。武裝し、忿怒(ふんぬ)の姿をとるが、持物は一定しない。大物主神はこの垂迹(すいじやく)。

の姿といい、海神として信仰され、香川県の象頭山(ぞうずさん)の金刀比羅宮にまつられている。『広辞苑』

年々六月七日なり、神體（約三七四）は長九寸ばかりの立像なり、**旅所**（約三七四）四箇所下岩間町中の橋の際（約三七四）帷子橋のほとり神明の大門等にあり、

○**遍照寺** 帷子上町の北裏にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、**醫王山延壽院**と號す、開山の年代を傳へず、其後賢海といへる僧（六三三）寛永十年再興せしにより此を中興開山とす、本尊は薬師なり、相傳ふ此本尊は弘法大師の作にしてもと郡中佛向村寶寺金堂の本尊なりしが、彼堂破却の後他へ傳りついに此寺の物となりて本尊とせしと云、長二尺八寸（約八五四）の坐像なり、客殿四間に四間半（約六一）巽に向ふ、前に石階あり、

墳墓十三塚 保土ヶ谷町の内相州品野村の境によりてあり、此地は三間許（約五四四）のわたりなり、此地の字を十三本塚と云、左右に六つゝあり、中の一塚は三間許のわたりなり、これを大將塚と呼ぶ、其餘十二は敷九尺あまりに高さ六尺ばかり、いかなる故に築きしと云事を知らず、恐らくはかの供養塚（約一八四）の類なるべし、

◎**芝生村** 芝生村は郡の南にあり、これも榛谷庄の内なり、又往古小机庄とも云しなどいへば、まちまちにしてさだかならず、此邊西より北へかゝりては小山そばたち、東南は平地なり、四境をいはゞ東南の方は海に向ひ、其外は帷子川を隔て久良岐郡戸部**尾張屋新田**の二村及郡内岩間町に隣り、西は帷子町に境（約二一四）ひ、北も帷子町青木町に並び、東西五丁（約五〇四）南北十丁許、中央に東北の間より西南に通じて東海道中貫けり、土地は砂交り黒土にて田多く畑少し、民戸百九軒海道の左右に立つゞけり、民居の外は杉を並木となせり、この邊（約二一四）のものは耕作のいとまには、男子（約二一四）は海邊（約二一四）に出て**アサリ蛤**の類（約二一四）を拾ひ、女子は木綿布を織ることをもて業

【**旅所**】たびしよ祭礼のとき、本宮から渡御（とぎよ）した神輿（みこし）や神体を一時とどめておく所。おたびしよ。旅の宮。『広辞苑』

【**尾張屋新田**】尾張屋橋がその名残。『編者』

【**アサリ蛤**】編者が高校生の頃（昭和三〇年代後半）現帷子橋付近の新流路開削工事中に、土中より大量の貝殻を発見した。『編者』

とせり、此村開發の年代を傳へず、按に一遍上人五代師阿上人正（三五五）中二年閏正月十一日武州芝宇宿にて寂せしよし【遊行歴代記】に見ゆ、芝宇と云は此芝生ならんか、もしさあらんには舊くより起りし村ならん、夫もまさしとは云がたし、御入國の後は御料にて、正保の頃（二六四四）は伊奈半十郎支配所なり、元祿八年命を奉じて安藤對守重治が檢地せしことあり、其後又新田の地出てきてその所は寶永十一年安永五年の兩度伊奈半左衛門が承りにて檢地をなせり、それより度々御代官の變代ありて、今は大貫次右衛門光重が支配所となれり、

高札場 村の南にあり

小名

谷戸 北の方にあり

庚申塚 西北の間にあり

垢山下 東南の間海邊にあり

カクレ 谷戸北方淺間の後にあり、

淺間下 青木町境より淺間の宮の邊を云、

三家 淺間下の隣りを云

追分 三つ家の坤なり、

大久保山 西の方帷子町の境にあり、

○藥師堂山 海道の西北にあり

○袖スリ山 藥師堂山の並にあり、そのかみはこの邊まで磯にて波うちかけしかば、旅人この山の麓にそひ袖をする許りにありきしかばかくとなへし

と土人傳へり、保土ヶ谷宿香象院に元祿十四年にしるせし淺間の縁起あり、其中に袖磨山の名見ゆるは、則この山なるべし、この外村内に小山あり、いづれも村民の居山にてさせる名はなし、

帷子川 村の南久良岐郡の境を西より東へながれ、村内を經ること五百間、

川幅廣きところは二十間許、

【追分】松原商店街駐車場付近

○浪除堤 なみよけつみ 南の方より東へわたりて、五百九十間、その間九十間は海邊なれば浪除となし、(約九〇〇間)五百間は帷子川に接したる所なれば川除の堤とせり、

富士淺間社 ふじせんげんしゃ

江戸の方より海道の入口右にあり、前に鳥居を建つ、東南に向ふ、

小山の上に社あり、二間に二間半、是は西南に向ふ、神輿は郡内帷子町香象院に納めたれば其寺の持也、もち按に元祿年中になりし淺間の宮并人穴の縁起と云ものあり、ほうたん妄誕の説にして取べき事なし、思ふに此社の傍昔より穴あるにより、世に名高き富士の人穴のことを思ひ合せてかゝる説をなせしにや、又此古穴を人穴など云により、富士淺間の社を祝ひそめしも知るべからず、いづれかゝる穴は此邊に所々ありて、何れも土人附會の説をなせり、是も其一所なるべし、此ほとりは昔の武藏野の末にて人家もまれなりしころ、此所へ來り住んと思ひしもの小山の麓などうがちて穴居せしあとにもやあるべきか 昔武藏野には白浪多かりしなど古き物にも見ゆるは、かくよからぬふるまひなす野ぶしなど云もの、かゝる所をすみがとなせしにや、又別に土民らが財寶など入るゝ爲の用に備へし穴なるも知るべからず、

末社妙見社 みよのけんしゃ 社に向て左にあり小祠

人穴二所 一は本社鳥居の内石階少許を上り、左の方山の半伏にあり、穴

の口五尺餘其内低き所二坪許深さ一間餘、一は石階の腹右の方にあり、

○神明宮 小名三つ家の右の方の山上にあり、社は九尺に一丈東北に向ふ、

是も香象院持、

洪福寺 こうふくじ 村の南にあり、海東山と號す、臨濟宗鎌倉建長寺の末、開基は此村

の百姓權左衛門が先祖にて、法號を心無道安と云、萬治三年二月十六日

【浪除】波をよけること。また、そのための施設。

【富士淺間社】現在の淺間神社。『編者』

【人穴】(ひとあな)火山のふもとなどにあるほら穴。溶岩流の表面部が凝結した後に、内部の比較的やわらかい部分が、発生したガスにより押し広げられてできた空洞。昔、人が住んだという。富士山の西北麓にある「富士の人穴」が有名。『広辞苑』

【妄誕】(ほうたん)言説に根拠のないこと。また、その話。とりとめのない虚言・偽り。『広辞苑』

【白浪】(しらなみ)(後漢書靈帝紀に見える、黄巾の賊の殘党で西河の白波谷に籠つて掠奪をした「白波賊」の、「白波」を訓読していう)盜賊の異称。『広辞苑』

【神明宮】現在淺間神社境内にあり。旧地は淺間台付近。『編者』

死せり、されど村の記録に當寺の開山は佛壽禪師と載たり、此禪師は文和(二三五四)三年二月十八日示寂せしといへば、何をそれと定めたらんにも、心無道安は中興の開基なるべし、又村老の傳へには大空吞海和尚とも云へり、是も中興の開山か、この寺は海道(二五七三九)の右薬師堂山にあり、其頃は薬師を置く庵なりしが、天正年中今の地へ移りて一寺となれりと、さあらんには佛壽禪師の起立せし頃は薬師の堂ならん、今の客殿七間に五間こゝに安せし薬師は、鎌倉權五郎景政(二五七三九)が守り本尊にて、目洗薬師と云坐像丈三寸五分聖徳太子の作なり、地藏堂 客殿に向ひて右なり、石の立像たてり、

社宮司社 客殿に向て左にあり、當寺の境内ももと此宮の爲に免除せられしなど云へば、舊くよりありし社なるべし、

新編武藏風土記稿卷之六十九 終

【社宮司社】南浅間町にある社宮司公園はその名残か。『編者』